

令和 7 年第 1 回教育委員会臨時会議事録

令和 7 年 1 月 29 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和 7 年 1 月 29 日（水）午後 2 時 00 分～午後 2 時 45 分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 渋谷 正 宏 委 員 對 馬 初 音

委 員 伊 井 希 志 子 委 員 前 田 小 百 合

委 員 大 川 康 徳

出席説明員 事務局次長 岡 本 勝 実 教育政策担当部長 松 尾 了
生涯学習担当部長 教育人事企画課長

庶務課長 渡 邊 秀 則 学 務 課 長 森 令 子
学校ICT担当課長

済美教育センター長 古 林 香 苗 済美教育センター 加 藤 則 之
所 統括指導主事

済美教育センター 清 水 里 恵 済美教育センター 半 野 田 聡
統括指導主事 教育相談担当課長

事務局職員 庶 務 係 長 池 田 佳 世 担 当 書 記 松 尾 菜 美 子

傍 聴 者 0 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第6号 杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第7号 杉並区いじめの防止等に関する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第8号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第9号 杉並区刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第10号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)

目次

議案

議案第6号	杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例等の 一部を改正する条例 (区議会提出議案に関する意見聴取)・・・・・・・・・・	4
議案第7号	杉並区いじめの防止等に関する条例 (区議会提出議案に関する意見聴取)・・・・・・・・・・	5
議案第8号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務 時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例 (区議会提出議案に関する意見聴取)・・・・・・・・・・	15
議案第9号	杉並区刑法等の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整理等に関する条例 (区議会提出議案に関する意見聴取)・・・・・・・・・・	17
議案第10号	杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改 正する条例 (区議会提出議案に関する意見聴取)・・・・・・・・・・	18

教育長 ただいまから令和 7 年第 1 回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に前田委員との指名がございました。よろしくお願いいたします。

次に本日の議事日程についてですが、議案 5 件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第 6 号から第 10 号までにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。したがって、議案第 6 号から第 10 号までの審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、本日の会議を非公開といたします。

それでは議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第 1、議案第 6 号「杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。私から説明を申し上げます。

この度、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正されたことに伴いまして、関係する条例の規定を整備する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。なお、関連する 3 件の条例について、条建てで改正することとしてございます。

このうち、第 2 条につきましては杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものでございますが、条例の別表の一部におきまして、教育に関する事務に係る規定について改正がございました。

それでは、改正内容について資料に沿ってご説明申し上げます。議案の最後に添付しております、資料 2、新旧対照表の概要版をご覧ください。はじめに、別表第 2 におきまして、区長または教育委員会が特定個

人情報を利用することができる事務として、「災害共済給付の支給に関する事務」を定めてございましたが、この規定を削除するものでございます。

次に、別表第3におきまして、区長と教育委員会の間で、特定個人情報照会及び提供する事務として、「災害共済給付の支給に関する事務」を定めておりましたが、この規定を削除してございます。

議案を現在のページから4ページお戻りいただいて、下の方をご覧ください。附則でございます。施行期日につきましては令和7年4月1日としてございますが、第2条による杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正のうち、ただいまご説明申し上げました「災害共済給付の支給に関する事務」等に係る改正規定につきましては、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしてございまして、令和7年6月頃の施行を予定してございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、特にご意見等ございませんので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第6号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第6号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして日程第2、議案第7号「杉並区いじめの防止等に関する条例」を上程いたします。引き続き私からご説明申し上げます。

区では、全ての子どもが安心して学び、自分らしく生き生きと暮らすことができる地域社会の実現に向け、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することといたしました。このことに伴いまして、いじめの防止等のための対策に関し、必要な事項を定めるなどの必要があるため、この条例案を提出するものでございます。なお、この条例案は、さきに区民等の意見提出手続を実施し作成したものとなっております。

それでは、条例の内容につきましてご説明申し上げます。議案を最初のページから1ページお進みください。条例の冒頭において、前文といたしまして「子どもは一人ひとりかけがえのない存在であること」、「子どもの心や体を傷つけるいじめを決して許すべきではないこと」などを定めてございます。

議案を1ページお進みください。第1条につきましては条例の「目的」を、第2条は用語の「定義」を定めてございます。

議案を1ページお進みください。第3条では、条例の「基本理念」を定めてございます。いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない、などを定めてございます。

第4条につきましては、「いじめの禁止等」について定めてございます。児童生徒は、いじめを行ってはならないことを定めるほか、児童生徒は、一人ひとりに多様な個性があることを理解し、互いの人権を尊重するとともに、他の児童生徒の気持ちを大切にし、思いやりを持って接するよう努めるものとする等を定めてございます。

議案を1ページお進みいただいて、第5条から第7条までは、区、学校及び学校の教職員並びに保護者の「責務」を、第8条及び第9条につきましては、区民等及び関係機関の「役割」を定めてございます。第10条は、区が講ずる「財政上の措置等」について、第11条は、区が定める「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」について、第12条は、区立学校が定める「学校いじめ防止基本方針」について定めてございます。第13条は、杉並区青少年問題協議会が、法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るものとしてございます。

議案を1ページお進みいただいて、第14条から第21条までは、「杉並区いじめ問題対策委員会」について定めるものでございます。これらは、現行の「杉並区いじめ問題対策委員会条例」に規定している内容と同様の内容等を定めるものでございます。第14条は、対策委員会の「設置」と「所掌事項」について定めてございます。第15条は対策委員会の「組織」について定めてございまして、第1項及び第2項においては、

対策委員会の委員について、第3項以降においては、対策委員会の専門調査員について定めてございます。第16条は、対策委員会の「会長」について、議案を1ページお進みいただきまして、第17条は「会議」について定めてございます。第18条は、いじめ重大事態に係る調査を行うため、部会を置くことができることを定めてございまして、部会の委員及び部会長は、対策委員会の委員及び専門調査員のうちから、会長が指名することとしてございます。このほか、第19条は「委員等以外の者の出席等」について、第20条は「委員等の除斥」について、第21条は「守秘義務」について定めてございます。第22条は、区立学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策委員会」を置くものとしてございます。

議案を1ページお進みください。第23条から第27条までは、いじめの防止等に関する措置について定めてございます。第23条は、「いじめの防止のための措置」について定めてございます。教育委員会及び区立学校は、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならないこと等を定めてございます。第24条は、「いじめの早期発見のための措置」について定めてございます。教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする等と定めてございます。

議案を1ページお進みいただき、第25条は「いじめに対する措置」について定めてございます。区立学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われる時は、速やかに当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする等と定めてございます。また、第26条は「区立学校以外の学校への協力要請」について、第27条は「啓発活動」について定めてございます。

議案を1ページお進みいただき、第28条は重大事態が発生した時の区長への報告、対策委員会による当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施、更に対策委員会による調査の結果の教育委員会及び区長への報告等について定めてございます。第29条から第31条までについては、「杉並区いじめ問題調査委員会」について定めるものでございます。第29条は、「調査委員会の設置」について定めてございます。第1項は、対策委員会による重大事態の調査の結果について調査

等を行うため、区長の附属機関として調査委員会を置くことを定めてございます。

このほか第2項は、調査委員会による調査の必要性について区長からの諮問に応じ答申すること、第3項以降は、第2項の答申を受けた区長が必要があると認めた時は、速やかに調査委員会に調査を行わせるものとする等と定めてございます。第30条は「組織」について、第31条は「会議の非公開」について定めてございます。第32条は対策委員会の「委員の任期」、「守秘義務」等に係る規定を、調査委員会についても準用することを定めてございます。第33条は「再発防止のための措置」について定めてございます。区長及び教育委員会は、自らの権限及び責任において、重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる、としてございます。第34条は「委任」規定を定めてございまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定めることとしてございます。

最後に附則でございますが、施行期日については令和7年4月1日としてございます。

このほか、附則第2項は杉並区いじめ問題対策委員会条例の廃止を、附則第3項から第5項までは、この条例の施行の際に必要な経過措置を定めてございます。最後に附則第6項は、杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しまして、調査委員会の委員及び対策委員会の専門調査員の報酬の額を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、今説明した内容につきまして、何かご意見、ご質問などがございましたらお願いいたします。大川委員。

大川委員 大川から伺います。これまで長い間かけて作成から、区民、その他の関係各所への意見聴取などご苦労があったと思います。ですので、この案について私は賛成いたします。この後、施行される後を見据えてお願いとして2点あります。

1点は、基本方針などを含めてマニュアルもきちんと定めていかれることと思いますけれども、その基本方針の改定とマニュアルを定めるに当たっては、現実と学校現場、学校の先生方がきちんと報告をしやすいような、方法に迷わないように様式を定めたりとか、こういう事態が起こった時には報告してくださいということで、決して重大事

態に類似するだけに限らずに報告してくれる体制を整えていただきたいと思います。

それから、マニュアルとか基本方針のところでは調査が終わった後、これは条文の建て付けとすると33条。重大事態が起こって調査を行った後、これは一番最後の方なので見逃しがちなのですが、33条で報告するのですよね。調査して終わりではなくて、ちゃんと対処をなさいということですので、何かが起こった後調査結果が出て、その後子どもたちにどう接したらいいかということ、ここで対処として盛り込みなさいと、恐らくそういう趣旨でしょうから。必ずその後子どもたちがまた笑顔になって学校に戻る工夫をお考えいただきたいと思います。教育委員会の調査が終わってから区長の調査が行われる際、その連携も取れるように工夫をしていただく必要があるのかと思います。それが1点目のお願いです。

あともう一つは、いじめ報告だとか重大事態の報告は当然のこととして、いじめ報告があった時に私たち教育委員にも状況だとか、今どのような現状というのが分かるように、できるだけ報告なり連絡をしていただきたいと思います。以上です。

統括指導主事（加藤） 今、大川委員から頂きました、まず1点目のいじめについて学校が報告をしやすい形、流れをとというお話でしたが、4月1日から学校に対して条例だけではなく基本方針と対応マニュアルについても改定したものに基づいて対応を進めてもらおうと考えています。現在、そちらの基本方針とマニュアルの改定作業を進めているところですが、その中には毎回の学校いじめ対策委員会でどういった内容を取り上げていくべきなのか、またその際の議事録の様式、加えて学校が教育委員会に報告する際の様式、またこれは校内になりますけど、校内で聞き取りをする際の様式ですとか、やはり記録を残しておくということも大事ですし、とにかく学校がオートマチックにまずは処理を進められるよう対応していければと考えております。

また、調査が終わった後の対処の仕方ですが、やはり調査で事実が認定されて、様々なものが明らかになっただけではなく、この重大事態のそもそもの目的が再発防止ですので、そこに向けて教育委員会としてすべきこと、そして学校としてすべきこと、またそれは学校だけに考えさせるのではなく、教育委員会も学校と一緒にそれぞれでできることを考

えていきながら、具体的な対処の方法を学校でも教育委員会でも示していければと考えております。

庶務課長 後段のいじめ事態があった場合の教育委員会への報告は、現在で昨年度は4件、今年は6件というところになると思うのですが、当然内容については共有をしっかりと図っていく場を設けていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。前田委員。

前田委員 質問なのですが、今回対策委員会と調査委員会というのがありますけれども、建て付けでやっているのはほかの教育委員会も同じ形でやっているのかというのが1つ目の質問です。

2つ目が、対策委員会の会議が公開と書いてあるのですが、どのような形で公開になるのかというところについて教えていただきたいということ。

あと3つ目が、調査委員会は本当にケースに関して皆さんが動いていただくので、アウトプットとしてちゃんと形が出ないと終わらないような委員会だと思うのですが、対策委員会というものが形式上のものにならないようにしていただきたいということをすごく考えております。というのもこれは今後の再発防止に向かって動いていくものとしての資料にも書いておりますので、是非そこがきちんと優位に働くようにしていただけるといいなと思っています。多分いろいろなケースを取りまとめながら進めていくと思うのですが、その情報がちゃんと蓄積されて、前に起こったものがどうなったのかとか、学校や教育委員会の対応がどうだったのかと振り返る会になると思うので、膨大な情報がある中で上手に情報を取り扱っていただきたいと思っておりまして、どんな形で皆さんが情報共有されるのかと。私は情報共有の関係の仕事をしているのでそこら辺がすごく気になったりはするのですが、その3点をお願いできますでしょうか。

庶務課長 まず最初の、対策委員会、調査委員会の建て付けなのですが、もともとの法律の中で、まず教育委員会なり学校がいじめの重大事態が発生した場合には調査を行い、それを自治体の長に報告します。それを受けた長がその報告で足りると、十分だと判断すればそれはそれで報告を了承という形になるのですが、場合によっては例えば先般旭川であったお子さんが亡くなった事例もそうですが、教育委員会とか

学校が行った調査で、いじめが原因とは認められないといった結果に対して、保護者が異議を唱えるような形になった場合などに、自治体がそれを再調査することがある。これは法律上、もう既にスタートの時点から制度としてはありました。

杉並区もいじめ問題対策委員会の組織体制はあったのですが、現行の体制の中で重大事態が発生したのは去年が最初で、その時にも区長部局とも話をしたのですが、再調査をしなければいけなくなった段階で、臨時の組織体制を作るという議論をしていたのですが、今回こういったいじめの条例を包括的に作っていくということになったので、ちゃんともともと法律で予定している教育委員会の調査制度のための委員会と、区長が行う再調査制度のための委員会をきちんと条例上盛り込もうとって作ったということになります。こういった形でどの自治体も、実際に条例で作っているかどうかは別にしても、こういう２本立てでやっているものにはなってございます。

また、対策委員会は公開で、という話もありますが、実際にはやはりセンシティブな内容、個人情報に関わるものがあるのでほとんど非公開という形でやっているのが実情です。また、再調査委員会はまさしく個人情報の塊みたいなものを再調査するので、もともと公開という前提にはなっていないというところでございます。

最後の、形式的にならないように対策委員会をとというのがありますが、一昨年私が異動して庶務課長になって最初に参加した会議の時は、例年学校でのいじめの実態の件数などを対策委員会で報告して、学校でどういった対策が必要なのか、有効なのかということを経験していた会でした。年に本当に数回しか行われないう会。ところが、年度の途中から重大事態が発生し、実際に調査をすることとなった。それが立て続けに複数あったので、そうなるとう当初の目的である、対策委員会がそういったいじめ対策の学校での取組だとかを評価して助言してという役割があるのですが、なかなかそういった議論ができないというのがあったので、今回の条例の中だと、調査はもうある程度専門の人に任せようということで、部会、専門調査員を置いて、調査は調査でしっかりやっていただく。その中で対策委員会は、重大事態の対応も行うのだけれども、目的のもう一つ大きな柱である再発防止だとか、いじめそのものが学校で起きない形でどういう施策が区にとって必要なのかというのを議論しても

らったり助言をいただくのをしっかりやっていこうと。そういった建て付けにするという趣旨での条例を整備したというところでございます。

前田委員 ありがとうございます。では公開のことに関しては、会議自体は公開だけれども、公開とは例えば議事録が公開されるのか、それともその会議に入ってこれるのかとか、そこら辺はどういう感じなのですか。

事務局次長 会議自体は公開が原則なのですが、区で全般的に行ういじめの対策だとか、それから区として教育委員会が行う取組については原則公開と。ただ、個別事案として個人情報に関するものとか、重大事案に関するものを審議する時は例外的に非公開という取扱いです。

前田委員 ではイメージとしては、現場に戻していくような再発防止とか全体的な話の会議に関しては公開だけど、個別事案に関しては非公開ということですね。分かりました、ありがとうございます。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。對馬委員。

對馬委員 おととい、区内の小学校4年生の弁護士さんのいじめの授業を拝見しました。この間の報告にあったとおり、いじめは全ていじめている人が悪いのか、両方に、いじめられているほうにも非があるのかという質問に、やはりいじめをする人が100%悪いというところには誰も手を挙げていませんでした。弁護士さんも「その気持ちもよく分かります」とおっしゃっていたのですけれども、では、いじめではなくてどういう方法でそれが解決できるかな、というところがやはり大事なのかなと。例えば相手が嫌なことをしたとか、すごく気になる態度を取った、もしかしたら鼻水が垂れたとかそういうことかもしれないが、そういう何か気になることがあった時にどういう解決方法があるのか。いじめることではない、どういうものがあるのかなと。そこがやはり大事なのかなと、そこができてくると防止できるのかなという感じがいたしました。

この条例の中に保護者の役割というのが出てくるのですけれども、保護者の方にはこの条例に対して多分保護者の責務があるのですが、これを普通にしていたら多分保護者の方がなかなか条例などを読み込むことはないと思うので、この部分に関してどのように周知していくイメージを持っていращやるのか教えていただけますか。

庶務課長 私からまずは周知、4月1日に条例ができた時に、確かに今

委員がご指摘のとおりそれでおしまいなわけではなくて、これをいかに広めていくのか、理解してもらうのか、分かってもらうのかが大事なので、当然学校で子どもたちに授業みたいな感じで広めるという方法もある。また、保護者の方たちは例えばPTAを通じてだとか、まず資料を示す。ホームページにも載っています、広報にも載りますということでは知らせるのと同時に、何か工夫をして目につきやすい、理解がしやすいといえますか、条例に触れる機会ということは今後とも考えていこうというのがありますが、一応何らかの啓発という形で具体的に保護者の目に触れる機会を通じて条例の周知を図ってまいりたいと思っていますところでは。

ほかにはいかがでしょうか。伊井委員。

伊井委員 今、皆様からいろいろなお話がありましたけれども、最近ある学校のCS委員の方から日常的な授業の中であつたり、あと体験授業の中であつたり、子どもと触れ合う時があるのだけど、そのちょっとしたやり取りの言葉遣いとか選ぶ言葉、日常的な言葉が、学校によるとは思うのですが、相手に対しての思いやりとかを欠いていたり、自分はきつと言われると傷つくけど、自分の口からは簡単に言葉が出てしまうということを経験していらっしゃる方のお話を聞いて、授業そのものは毎日進んでいくものですが、授業だけではなくてそのほかの時間も子どもたちはあの空間の中にクラスごと、学年ごとにいるわけなので、学校として日常の中の言葉というのは先生方、保護者の方、学校と子どもたちと一緒に作り上げていく時間だと思えますけれども、そういった本当の日々のことの中で、何かお互いに心地よく過ごせる距離感であつたり言い方であつたり、言い回しであつたり。

先日別の機会に、「先生方は相当頑張っていると私は思います」ということをお伝えしたと思うのですが、本当に言い回しとかも工夫していらっしゃる光景を、授業中とか日常的なことでもお見かけするので、その辺りを学校でも日々やっているといらっしゃると思うのですが、いま一度道徳の授業とかそういう時だけではなくて、「今の言い方はどうだっただろうね」という考えを、ちょっとしたことで考えられるヒントであつたり糸口であつたり、きっかけであつたりを共有できるように保護者の方にも、地域の方にも、先生方にも、子どもたちに投げかける機会があるといいなと思います。よろしくお願いいたします。

統括指導主事（加藤） 今、委員からお話しいただきましたとおり、やはり教員が子どもたちを見ていて、子どもたちの様子を見守っていくことはとても大事なことで、ただ見ていてそれで終わりのわけではなくて、子どもたちの毎日の様子を見て何か気付いた、何か感じた時に声かけしたり、周りの教員と共有したり動き出すということはすごく大事なことで、ふとした瞬間の子どもの変化や言葉遣いの変化でしたり、表情の変化でしたり、そういったものを捉えられる力といますか、質といますか、そういうものを向上させていかなければならないというのはすごく感じています。

済美教育センターでも次年度の教員研修については、やはり職層に応じてどういった内容を、またどういった形で実施していくべきなのかというのを協議した上で次年度の研修を計画しておりまして、加えて単純に教員の能力だけではなくシステムとして予算を要求して、子どもたちがアンケートに答えて、それによって子どもたちの状況を捉えられるものですか、とにかくいろいろな面から子どもたちの様子を把握して、また教員だけに限らずいろいろな人材が学校の中にいますし、そうしたところから情報を集約して動いていけるように進めていきたいと思っております。以上です。

済美教育センター所長 子どもたちの1日の中で、やはり学校で過ごす時間はとても長いので、学校の中で触れる言葉、自分が発する言葉をより温かいものにしていくことは本当に大事で、加藤統括が今話をした、教員がそこに関わっていくために必要な力を伸ばすということは、本当に私たちがしっかり取り組んでいかなければいけないことだなと思います。

一方で、やはり子どもたちはいろいろな生活の場を持っていて、いろいろな言葉をシャワーのように浴びながら生活している中で、学校だけが頑張っただうかなるということではないというものも皆さんがお考えのところで、このようにCSの委員さんがそんなふうに思ってくださっているところがまた糸口になって、地域の方や保護者の方と協力して、極力子どもが生活している24時間が温かい言葉でできるだけ囲まれていく形にしていかないと、どうしても短い言葉とかぼんと一言でも伝わる言葉みたいなものが世の中に増えてきている中で、この傾向を変えていくことは本当に難しいのだろうなというのは、私たちも実感として持

っているところです。以上です。

伊井委員 ありがとうございます。先生方もそうですけれども、この間、小P協の方々との懇談がありましたけど、「私はすごく前向きに協力していきます」ということをおっしゃっている方も多くいらしたので、是非いろいろなところの方々を巻き込みつつ学びの場として今後も活動していくような、子どもたちの在り方みたいなものもそうですけれども、ともに助け合っていけるといいなと思います。よろしくお願いします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ないようでございますので、教育長、採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第7号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第7号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして日程の第3、議案第8号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

引き続き私から説明申し上げます。この度、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正されました。育児のための所定労働時間の制限に係る職員の範囲が、3歳に満たない子を養育する職員から、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大すること等とされたところでございます。また、民間労働者につきましては、その家族が介護を必要とする状況に至ったことを事業主に申し出た時は、事業主は、当該労働者の介護休業及び仕事と介護の両立に資する制度の利用に係る意向を確認するための措置を講じなければならないこととされましたことを受け、区においても同様の措置を講ずることといたしました。

このことに伴いまして、幼稚園教育職員及び区費負担の教育職員におきましても、介護についての申出があった場合における措置等を定める等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。なお、関連する2件の条例を条建てで改正することとしてございます。

それでは、議案の内容につきましてご説明申し上げます。まずはじめに、第1条による「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正につきましてご説明申し上げます。議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧ください。第11条の2におきまして、教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならないことを定めてございます。

新旧対照表の3ページをご覧ください。第17条におきましては、特別休暇として規定されております「子の看護のための休暇」につきまして、育児・介護休業法の改正により当該休暇の取得事由が拡大したことに伴い、名称を「子の看護等のための休暇」に改めてございます。

新旧対照表の4ページ及び5ページをご覧ください。第18条の4及び第18条の5におきましては、介護についての申出があった場合等における措置等を定めてございます。第2条による「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正につきましても、第1条による幼稚園教育職員に係る改正と同様のものとなってございます。

最後に、附則でございます。施行期日を令和7年4月1日とするほか、この条例の施行に際し必要な準備行為を定めてございます。また、附則第4項から附則第6項までの規定におきましては、関連する条例の一部を改正し、それぞれの条例において必要な規定を整備してございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして何かご意見、ご質問などがありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは特にないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第8号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第8号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして日程の第4、議案第9号「杉並区刑法

等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」を上程いたします。引き続き私からご説明申し上げます。

この度刑法等の一部が改正され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代わるものとして「拘禁刑」が創設されること等とされたところでございます。このことに伴いまして、所要の規定の整備を図る等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。なお、関連する11件の条例について、条建てで改正することとしてございます。このうち、第4条、第6条、第10条及び第11条におきましては、幼稚園教育職員及び区費負担の教育職員に係る条例を改正するものでございます。

それでは、議案の内容につきましてご説明申し上げます。はじめに、第4条による「杉並区職員の分限に関する条例」の一部改正につきましてご説明申し上げます。議案の最後に添付しております新旧対照表の2ページの下の方をご覧ください。第8条の「失職の例外」に係る規定におきまして、「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改めてございます。

次に、第6条「杉並区職員の退職手当に関する条例」の一部改正について説明申し上げます。新旧対照表の5ページ目以降をご覧ください。第19条から第21条まで及び第23条の「退職手当の支払の差止め」等に係る規定におきまして、「禁錮」を「拘禁刑」に改めてございます。

続きまして、新旧対照表の10ページ目以降、第10条による「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部、第28条及び第29条の「期末手当の不支給等」に係る規定におきまして、「禁錮」を「拘禁刑」に改めてございます。また、第11条による「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」の一部改正につきましても、第10条による幼稚園教育職員に係る改正と同様のものとなってございます。なお、第12条から第19条までにおきましては、必要な経過措置を定めてございます。

最後に、附則でございます。議案を最初のページから5ページお進みいただいた真ん中辺りをご覧ください。施行期日を、改正刑法の施行と同様に、令和7年6月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問などありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。では特にないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第9号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第9号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして日程の第5、議案第10号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。引き続き私からご説明申し上げます。

この度雇用保険法の一部が改正され、労働者が失業した場合等に支給される「失業等給付」のうち、安定した職業以外の職業に早期再就職した場合に支給される就業手当が廃止することとされたほか、雇用機会が不足する地域に居住する者について、失業等給付の給付日数を延長する暫定措置の適用期限を2年延長するとされたところでございます。

地方公務員におきましては、一部の者を除き雇用保険法の適用の対象外となつてございますが、雇用保険法に基づく失業等給付額程度は保障する必要があることから、退職手当の額が失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業している時は、「杉並区職員の退職手当に関する条例」の規定により、その差額分につきまして「失業者の退職手当」として支給することとしてございます。これらのことから、雇用保険法の改正に準じて、就業促進手当に相当する退職手当の支給要件を改める等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、議案の内容について説明申し上げます。議案の最後に添付しております新旧対照表の1ページをご覧ください。第15条におきまして、失業者の退職手当として、雇用保険法に規定する就業促進手当の額に相当する金額を支給する対象を「安定した職業に就いた者」とすることとしてございます。

続きまして、新旧対照表の2ページの下の方をご覧ください。制定附則第21項におきまして、雇用機会が不足する地域に居住する者について、「失業者の退職手当」に係る給付日数を延長する暫定措置の適用期限を「令和7年3月31日」から2年延長し、「令和9年3月31日」以前に退職した職員を対象とすることとしてございます。

最後に、附則でございます。議案を2ページお戻りいただいて、施行期日を、改正雇用保険法の施行と同様に令和7年4月1日とするほか、

必要な経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略いたします。

それでは、今の内容につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、特にないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第10号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第10号につきましては原案のとおり可決といたします。

それでは、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。